

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の定年等に関する条例

昭和59年7月27日

組合条例第30号

改正 平成17年3月18日組合条例第67号

令和5年4月21日組合条例第110号

(準用)

第1条 本組合の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の定年等に関する条例については、美咲町職員（平成17年3月22日条例第40号）を準用する。この場合において、同条例中「町長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。)附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。
- 3 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員が勤務した後退職した場合において準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)附則第3条」と、「前条」とあるのは「附則第2項において準用する前条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成17年3月18日組合条例第67号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (令和5年4月21日組合条例第110号)

この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。